

介護付有料老人ホーム

アクティバ琵琶

重要事項説明書

作成日 平成 29年 8月 1日 現在



アクティバ株式会社



## 重要事項説明書

記入年月日	2017年8月1日
記入者名	高田 和典
所属・職名	総支配人

## 1. 事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) あくていばかぶしきがいしゃ アクティバ株式会社	
主たる事務所の所在地	〒520-0101 滋賀県大津市雄琴 6-17-17	
連絡先	電話番号	077-578-0300
	FAX番号	077-578-7111
	ホームページアドレス	<a href="https://www.activabiwa.jp">https://www.activabiwa.jp</a>
代表者	氏名	伏見 有貴
	職名	代表取締役
設立年月日	平成 28年 12月 28日	
主な実施事業	※別添1 (別を実施する介護サービス一覧表)	

## 2. 有料老人ホーム事業の概要

### (住まいの概要)

名称	(ふりがな) あくていばびわ アクティバ琵琶	
所在地	〒520-0101 滋賀県大津市雄琴6丁目17番17号	
主な利用交通手段	最寄駅	J R湖西線 おごと温泉駅
	交通手段と所要時間	J R湖西線「おごと温泉駅」下車 980m (徒歩約 13 分)
連絡先	電話番号	077-578-0300
	FAX番号	077-578-7111
	ホームページアドレス	https://www.activabiwa.jp
管理者 (有料老人ホーム)	氏名	高田 和典
	職名	総支配人
建物の竣工日		昭和 62 年 7 月
有料老人ホーム事業の開始日		昭和 62 年 7 月 26 日

### (類型)【表示事項】

<p>1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)</p> <p>2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)</p> <p>3 住宅型</p> <p>4 健康型</p>		
1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	2570104790 号
	指定した自治体名	滋賀県大津市
	事業所の指定日	平成 29 年 4 月 1 日
	指定の更新日 (直近)	平成 年 月 日

## 3. 建物概要

土地	敷地面積	23,382.15 m <sup>2</sup>	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
2 事業者が賃借する土地			
抵当権の有無		1 あり 2 なし	
契約期間		1 あり ( 2007 年 1 月 ~ 2027 年 1 月 ) 2 なし	
契約の自動更新	1 あり 2 なし		

建物	延床面積	全体	① 「レジデンス」 31,534.28 m <sup>2</sup> ② 「ケアセンター」 2,960.33 m <sup>2</sup> ③ 「ケアレジデンス」 5,054.05 m <sup>2</sup>			
		うち、老人ホーム部分	37,675.04 m <sup>2</sup>			
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ( )				
	構造	① 鉄筋 (一部鉄骨) コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ( )				
所有関係	1 事業者が自ら所有する建物					
	② 事業者が賃借する建物					
	抵当権の設定	1 あり ② なし				
	契約期間	① あり ( 2007年1月～ 2027年1月 ) 2 なし				
	契約の自動更新	① あり 2 なし				
居室の状況	1 全室個室 ①レジデンス ③ケアレジデンス					
	2 相部屋あり ②ケアセンター					
	居室区分 【表示事項】	最少	1 人部屋			
		最大	3 人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分*
	タイプ1	有/無	有/無	33.65～ 104.73 m <sup>2</sup>	300	一般居室個室 及び二人部屋
	タイプ2	有/無	有/無	24.98～25.67 m <sup>2</sup>	80	介護居室個室
	タイプ3	有/無	有/無	16.25 m <sup>2</sup>	4	介護居室個室
	タイプ4	有/無	有/無	11.4～11.8 m <sup>2</sup>	3	一時介護室個室
	タイプ5	有/無	有/無	12.8 m <sup>2</sup>	1	一時介護室個室
タイプ6	有/無	有/無	21.4～21.8 m <sup>2</sup>	2	一時介護室相部屋	
タイプ7	有/無	有/無	26.4 m <sup>2</sup>	2	一時介護室相部屋	
タイプ8	有/無	有/無	10.24 m <sup>2</sup>	1	静養室	
タイプ9	有/無	有/無	9.56～9.38 m <sup>2</sup>	2	静養室	
※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における	16ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	4ヶ所		

	便房		うち車椅子等の対応が可能な便房	12ヶ所	
	共用浴室	5ヶ所	個室	303ヶ所	
			大浴場	5ヶ所	
	共用浴室における 介護浴槽	2ヶ所	チェアー浴	2ヶ所	
			リフト浴	ヶ所	
			ストレッチャー浴	1ヶ所	
			その他（ ）	ヶ所	
食堂	① あり	2 なし			
入居者や家族が利用 できる調理設備	1 あり	② なし			
エレベーター	① あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし				
消防用設備 等	消火器	① あり	2 なし		
	自動火災報知設備	① あり	2 なし		
	火災通報設備	① あり	2 なし		
	スプリンクラー	① あり	2 なし		
	防火管理者	① あり	2 なし		
	防災計画	① あり	2 なし		
その他					

#### 4. サービスの内容

##### （全体の方針）

運営に関する方針	事業所の従業者は、利用者の心身の状況、その他おかれている環境等の把握に努め、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行うものとする。			
サービスの提供内容に関する特色	事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の生活支援、機能訓練及び療養上の支援を行うものとする。			
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	② 委託	3 なし	
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし	
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施	② 委託	3 なし	
健康管理の供与	① 自ら実施	② 委託	3 なし	

安否確認又は状況把握サービス	(1) 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	(1) 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	(1) あり	2 なし	
	夜間看護体制加算	(1) あり	2 なし	
	医療機関連携加算	(1) あり	2 なし	
	看取り介護加算	(1) あり	2 なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり	(2) なし
		(II)	1 あり	(2) なし
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	1 あり	(2) なし
		(I)ロ	1 あり	(2) なし
(II)		1 あり	(2) なし	
(III)		(1) あり	2 なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	(1) あり	(介護・看護職員の配置率) 2 : 1		
	2 なし			

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可 (1) 救急車の手配 (2) 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ( )		
協力医療機関	1	名称	医療法人松徳会 北雄琴クリニック
		住所	大津市雄琴六丁目 16-16 (敷地内診療所)
		診療科目	内科、外科、循環器科、リハビリテーション科、他
		協力内容	ご入居者の日々の診療全般、月 1 回の定期健康診断、年 1 回の人間ドック、緊急時の対応、必要に応じて高度医療機関を紹介
	2	名称	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 (施設より 5.1 km)
		住所	大津市真野 5 丁目 1 番 29 号
		診療科目	内科、外科、消化器内科、循環器内科、他
		協力内容	ご入居者の日々の診療全般、定期送迎バス運行 (病院まで約 15 分・1 日 6 便運航 (土・日・祝運休 ※土曜日午前中のみ))

協力歯科医療機関	名称	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 (施設より 5.1 k m)
	住所	大津市真野 5 丁目 1 番 29 号
	協力内容	訪問歯科診療を実施

**(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能**

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	<p>① 一時介護室へ移る場合</p> <p>② 介護居室へ移る場合</p> <p>③ その他 ( )</p>
判断基準の内容	<p>① 長期にわたり頻繁に、または不規則に職員が一般居室を訪問し介護をしなければ日常生活に支障が生じると思われる場合、ケアセンターもしくはケアレジデンスにて介護サービスを提供いたします。なお、一般居室の明渡しに同意される場合は、ケアレジデンス介護居室へ「住替え」いただき、一般居室の明渡しを同意されない場合は、ケアセンター一時介護室へ「移り住み」いただきます。</p> <p>② 介護居室へ住替える基準は、原則として要介護度区分 2 以上の方を対象とします。</p>
手続きの内容	<p>&lt;一般居室（レジデンス）から一時介護室（ケアセンター）への移り住みの手順&gt;</p> <p>① ホームの指定医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>② 緊急やむを得ない場合を除き、一時介護ではないと判断された時点から、約 3 ヶ月程度の経過観察期間を置く。</p> <p>③ 本人又は身元引受人の同意を得る。（「移り住み同意書」を締結します）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに介護居室入居一時金の費用負担はありません。</li> <li>・移り住みの場合一般居室の利用権は存続します。</li> <li>・一般居室の利用権に変更が生じない為、移り住みに伴う精算は行いません。</li> </ul> <p>&lt;一般居室（レジデンス）から介護居室（ケアレジデンス）への住替えの手順&gt;</p> <p>① ホームの指定医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>② 緊急やむを得ない場合を除き、一時介護ではないと判断された時点から、約 3 ヶ月程度の経過観察期間を置く。</p> <p>③ 本人又は身元引受人の同意を得る。（「住替えによる精算金に係る確認書」にて説明し、「住替え同意書」を締結します）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに介護居室入居一時金の費用負担はありません。</li> </ul>



- ・住替えの場合一般居室の利用権は、介護居室の利用権に振り替わります。

[住替えに伴う精算金計算式]

一般居室から介護居室へ住替える場合は、入居日の翌日（償却期間の起算日）から住替え日までの期間が12年未満の時は、明け渡した一般居室の入居一時金（非返還対象分を除く）の未償却残高から新たに入居した介護居室入居一時金を差し引いた金額を精算します。

精算金算定式＝入居一時金×0.82×

144カ月（償却期間：注1）－住替え時の入居期間

144カ月（償却期間：注1）

－介護居室入居一時金（＝2000万円：注2）

※ 月途中の住替えについては、実日数で日割り計算します。

注1 それぞれの契約書に定める償却期間とします。

注2 上記精算金算定方式により入居一時金を精算する場合の算定上の金額として介護居室入居一時金を2000万円とします。

但し

- ① 介護居室の入居一時金より一般居室の入居一時金（非返還対象分を除く）の未償却残高が低い場合の追加費用は発生いたしません。
- ② 2人入居の場合で、お1人が介護居室へ住替えられた時点では、入居一時金の精算はいたしません。（追加入居一時金については精算の対象といたしません。）
- ③ それぞれの入居契約書に定める償却期間を経過している場合精算金はありません。

<住替え後又は移り住み後に介護居室を変更する場合>

住替え後又は移り住み後の利用者の介護状態等により介護居室等を変更していただくことがあります。この場合、次の手続きを行います。

- ① 介護状態等の変更判断に際し会社が指定する医師の意見を聴く。
- ② 介護状態等の変更判断に際し本人の意思を確認し、身元引受人の意見を聴く。
- ③ 住替え後又は移り住み後の居室を変更する場合には、本人又は

	身元引受人の同意を得る。 ・居室を変更することにより、住替えの場合は月払い居室料(移住みの場合は基本料金)が増減することがあります。	
追加的費用の有無	① あり 2 なし	
居室利用権の取扱い	一般居室(レジデンス)から介護居室(ケアレジデンス)へ住替えされる場合は、一般居室の利用権は、介護居室の利用権に振り替わります。 ※一時介護室(ケアセンター)へ移り住みされる場合は、利用権の変更はありません。	
前払金償却の調整の有無	① あり 2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり 2 なし
	便所の変更	① あり 2 なし
	浴室の変更	① あり 2 なし
	洗面所の変更	① あり 2 なし
	台所の変更	① あり 2 なし
	その他の変更	① あり 2 なし

**(入居に関する要件)**

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	<p>＜入居条件(共通)＞</p> <p>① 介護保険、健康保険に加入されていること。 ② 入居審査で入居が認められた方。 ③ アクティバ琵琶の運営趣旨へ賛同、協力いただける方。</p> <p>＜一般居室(レジデンス)の入居条件＞</p> <p>① 入居契約時の年齢が満60歳以上の方。 ② 夫婦の場合は、どちらかが満60歳以上であること。 ③ 2人入居の場合、入居対象居室はA・Bタイプ以外の居室(40㎡以上)に限り、また2人の関係が3親等以内の血族または1親等以内の姻族であること。 ④ 契約の際、身の回りの事が自分でできる程度の健康状態の方。</p>	

	<p>&lt;介護居室（ケアレジデンス）への直接入居条件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体機能の低下または認知症などにより常時介護を必要とされ、介護保険において要介護2以上の認定を受けている方。</li> <li>② 満65歳以上の方。</li> <li>③ 他の入居者に伝染する疾患(感染症)に罹患していない方。</li> <li>④ 自傷・互傷の恐れのない方。</li> <li>⑤ 認知症などによりご本人の判断能力が不十分な場合には法定代理人が立てられる方。</li> </ol> <p>&lt;一般居室への追加入居&gt;</p> <p>次の場合、原契約の入居日から12年以内で1回に限り、追加入居することが出来ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原契約が1人入居の場合</li> <li>② 原契約が2人入居で、1人入居になった場合</li> </ol> <p>但し、配偶者を含む全ての追加入居者は、前記入居者の条件に加え原契約の時点で満60歳以上であること。尚、居室タイプA・Bへの追加入居は出来ません。</p> <p>&lt;身元引受人を定める場合は&gt;</p> <p>身元引受人を1人定めていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身元引受人は、入居契約に基づく入居者のホームに対する負債（利用料等の支払い）について、入居者と連帯して責任を負うこととなります。</li> <li>② 入居者が亡くなられた場合、遺体・遺留金品の引き受け及び居室の明け渡しを行っていただきます。</li> <li>③ 入居契約が解除された時に必要に応じて入居者の身柄を引き取っていただきます。</li> <li>④ 介護が必要な場合、居室を住み替える場合、入院する場合、認知症状になられた場合には、身元引受人の意見をお伺いします。</li> </ol>
<p>契約の解除の内容</p>	<p>次のいずれかに該当する場合に、入居契約は終了となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入居者が死亡した場合（入居者が2名の場合は、両者とも死亡した場合）</li> <li>② 入居者から契約解除が行われた場合</li> </ol> <p>入居者が契約を解除しようとするときは、30日以上前に事業者へ解約届を提出して下さい。入居者が解約届けを提出しないで居室を退去した場合には、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、契約は解約されたも</p>

		のと推定します。
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p>次のいずれかに該当し、そのことが契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設けた後、90日の予告期間をもって、入居契約を解除することがあります。</p> <p>尚、予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力します。</p> <p>① 入居申込書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>② 月払い利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき。</p> <p>③ 入居者が目的施設の利用にあたり、事業者が禁止又は制限する行為に違反したとき。</p> <p>④ 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。但し、医師の意見を聴き、一定の観察期間を設けます。</p> <p>次のいずれかに該当する場合に、特定施設サービス契約は終了となります。</p> <p>① 入居者が死亡した場合</p> <p>② 要介護認定等により、入居者が自立と認定された場合</p> <p>③ 入居契約が終了した場合</p> <p>④ 事業者が介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ 入居者が、事業者の特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合</p> <p>⑥ 入居者から中途解約を希望された場合 (入居者が特定施設サービスの契約を中途解約しようとするときは、7日以上前に事業者へ書面に</p>

		より通知して下さい。) ⑦ 月払い利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞する場合
	解約予告期間	90日
入居者からの解約予告期間		30日
体験入居の内容	1 あり (内容：ゲストルームの利用①1泊2日：3食付 5,278円(税別) ②2泊3日：5食付 10,556円(税別)) 2 なし	
入居定員		445人
その他		

## 5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

<平成29年8月1日>

	職員数(実人数)			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	0.1
生活相談員	2	2	0	2.0
直接処遇職員	113	66	47	72.9
介護職員	89	59	30	62.7
看護職員	24	7	17	10.1
機能訓練指導員	3	3	0	2.1
計画作成担当者	5	4	1	2.6
栄養士				
調理員				
事務員	4	4	0	1.8
その他職員	18	9	9	11.2
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	3	3	0
介護福祉士	25	17	8
実務者研修の修了者	4	4	0
初任者研修の修了者	56	36	20
介護支援専門員	7	6	1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士	1	1	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	1	1	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 ( 21 時～ 翌 7 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	2 人	1 人
介護職員	5 人	4 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.58 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	

は省略可能)	通所介護事業所の名称
--------	------------

**(職員の状況)**

管理者	他の職務との兼務		① あり 2 なし							
	業務に係る資格等		1 あり (特定施設の管理者)							
	資格等の名称		② なし							
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	6	4	9	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	2	19	9	0	0	0	0	0	0
応じた業務に従事した経験年数に 職業に従事した経験年数に 職業に従事した経験年数に	1年未満	0	0	7	4	0	0	0	0	0
	1年以上 3年未満	0	0	5	6	0	0	0	0	1
	3年以上 5年未満	0	0	10	3	0	0	1	0	0
	5年以上 10年未満	0	0	18	10	1	0	0	0	1
	10年以上	7	17	19	7	2	0	2	0	3
	従業者の健康診断の実施状況	① あり 2 なし								

**6. 利用料金**

**(利用料金の支払い方法)**

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式	
	④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択	① 全額前払い方式 ② 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	① あり 2 なし	

入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件 公的年金の変動により改定。 手続き アクティバ協議会を通じ、事前協議を致します。1ヶ月程度の周知期間を設けます。

**(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)**

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	自立	要介護2	
	年齢	74歳	85歳	
居室の状況	床面積	43.98 m <sup>2</sup>	25.02 m <sup>2</sup>	
	便所	①有 2無	①有 ②無	
	浴室	①有 2無	1有 ②無	
	台所	①有 2無	①有 2無	
入居時点で必要な費用	前払金	2730万円	2000万円	
	敷金	0円	0円	
月額費用の合計（一人入居）（30日計算）		164,165円	263,198円	
家賃		0円	0円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 <sup>※1</sup> の費用	0円	20,172円	
	介護保険外 <sup>※2</sup>	食費	54,000円	60,000円
		管理費	78,050円	120,000円
		介護費用	27,700円	61,000円
		光熱水費	2,389円	0円
		電話代	2,026円	2,026円
その他	都度払いサービス有	都度払いサービス有		

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

**(利用料金の算定根拠)**

費目	算定根拠
家賃	土地・建物の賃借料や維持費を基礎とし、平均余命等を勘案した想定居住期間の家賃相当額、及び想定居住期間を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する額。
敷金	家賃の 0ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。



	*後述の「特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）に記載。		
管理費	一般居室へ入居の場合		
	内訳 1	1人入居の場合	20,000円（消費税非課税）
		2人入居の場合	30,000円（消費税非課税）
	共用施設の維持管理費・水道光熱費、フロントサービスに係わる人件費、夜間警備費用などの共益相当分です。		
	内訳 2	1人入居の場合	58,050円（税別）
		2人入居の場合	81,700円（税別）
	事務・管理部門の人件費、生活サービス、健康管理サービス、その他サービス提供に係る費用や消耗品費です。		
	介護居室へ直接入居の場合		
	内訳 1	70,000円（消費税非課税）	
	共用施設の維持管理費・光熱水費、フロントサービスに係わる人件費、夜間警備費用などの共益費相当分です。		
内訳 2	50,000円（税別）		
居室の光熱水費、寝具代、日常運営に係わる人件費、健康管理サービス・その他サービス提供に係る費用、共用部の備品・消耗品費です。			
① 生活サービス			
定期巡回バスの運行	10便/日 JRおごと温泉駅（JR大津京駅、JR比叡山坂本駅、大津赤十字病院、平和堂坂本店、イオン西大津店を経由する便がございます。）		
定期買物バスの運行	・平和堂堅田店へ	週1回2便	
	・イズミヤへ	1回/週	
	・西武百貨店へ	1回/月	
② 健康管理サービス			
定期健康診断	1回/月		
人間ドック	1回/年		
健康相談	随時		
医療相談	北雄琴クリニックの医師が予約にて、相談をお受けします。		
栄養相談	随時		

	<p>③ その他サービス</p> <p>共益施設の管理、補修</p> <p>クリーニング、書籍の取次ぎ</p> <p>相談内容に応じた専門家、業者の紹介斡旋</p> <p>各種イベントの企画・開催、同好会及びサークル活動の運営援助</p> <p>各種レクリエーションの企画・実施</p>
食費	<p>朝 350 円 (税別)、昼 550 円 (税別)、夕 900 円 (税別) (居室でも自炊可能です。)</p> <p>メンバーズレストラン (レジデンス内の食堂) は予約不要の食券制で、事前に食券の購入が必要です。ご利用の都度食券を頂きます。(退去時や介護居室へ住替えとなり、未使用となった食券は精算します。)</p> <p>介護居室では飲食代 100 円 (税別) おやつ代 100 円 (税別) が別途必要になります。</p>
光熱水費	<p>① 一般居室内の光熱水費は、下記基本料以外に別途実費負担となります。(※3)</p> <p>(基本月額料：上水道 840 円 (税別)、下水道 901 円 (税別)、給湯代 648 円 (税別)、</p> <p>② 電気料金は、ご入居者と関西電力との直接契約となりますので、各自でお支払下さい。</p> <p>③ 一般居室 (レジデンス) の入居者が介護居室 (ケアレジデンス) へ住替えた場合は介護居室の光熱水費及び電話基本料として一律に月額 10,000 円 (税別) が必要となります。</p> <p>(※4) ケアレジデンスへ直接入居された方は管理費に含まれます。</p> <p>④ 一般居室 (レジデンス) の入居者が一時介護室 (ケアセンター) へ移り住んだ場合は、一時介護室の光熱水費及び電話基本料として、月額 8,000 円 (税別) (個室トイレ有) が必要となります。個室トイレ無しの場合は月額 6,000 円 (税別) が必要となります。</p>
電話代	電話代 2,026 円 (税別)
居室料	介護居室 (ケアレジデンス) へ入居の場合、階層や景観により特別居室料が必要となる居室があります。(月額 5,000 円～50,000 円 (消費税非課税))
利用者の 個別的な 選択による サービス 利用料	<p>別添 2</p> <p>個別的な選択による生活支援サービス</p> <p>&lt;一般居室&gt; (自立者の疾病時を除く)</p> <p>1 館内・家事サービス</p> <p>① 居室の清掃、衣類の洗濯・乾燥 職員 1 名 30 分迄 350 円 (税別)</p> <p>② 居室の造作 (造作等の材料費は実費)・家具等の移動、ベランダの清掃、衣類の整理整頓、その他家事サービス 職員 1 名 30 分迄 350 円 (税別)</p> <p>③ 居室外への家具等の移動 職員 1 名 30 分迄 1,000 円 (税別)</p> <p>④ 食事の配膳・下膳 1 膳 200 円 (税別)</p> <p>2 買物代行 (自立者) サービス (ホームから 3 キロ圏内の店舗)</p> <p>① 買物代行 1 回 100 円 (税別) (所定店舗とその他堅田地区の店舗)</p> <p>② 買物代行 (上記以外の場合) 職員 1 名 30 分迄 750 円 (税別)</p>

	<p>3 その他代行サービス</p> <p>① 雄琴郵便局、雄琴支所 職員1名 30分迄 350円(税別)</p> <p>② 上記以外の場所 職員1名 30分迄 750円(税別) (以降30分毎750円税別)</p> <p>※銀行、郵便局での諸手続きの代行サービスです。</p> <p>&lt;一般居室・介護居室等共通&gt;</p> <p>4 外出介助サービス(ホームが指定する医療機関以外の通院、入退院介助等) 介助を目的とし原則タクシーを利用し、掛かった費用は利用者の実費負担となります。</p> <p>① 介助者1名 30分迄 1,000円(税別)(以降30分毎1,000円税別)</p> <p>② 看護職員1名 30分迄 1,500円(税別)(以降30分毎1,500円税別)</p> <p>●外出介助サービスに伴う留意事項</p> <p>個別の希望による外出介助サービスは、介助を目的とし原則タクシー利用となります。</p> <p>① タクシー利用料及び通行料はご利用者のご負担となります。</p> <p>② 介助者・看護職員が同行する人数により、料金が加算されます。</p> <p>③ 指定病院への送迎を優先しますので、急なお申込には対応できない場合があります。事前にご相談ください。</p> <p>④ 外出介助サービスの対象時間は、出発時より帰着時までとし、拘束時間を限度とします。</p> <p>⑤ 申請していただいた外出先を当日変更することはできません。</p> <p>⑥ 個別の希望による外出介助サービスは介助を目的とし、原則タクシー利用となります。</p> <p>※上記サービスは、特定施設サービスの契約者に提供される場合は一部を除き、介護保険給付の対象となります。(1の③及び、2、3のサービスで施設から3kmを超える場所については、介護保険給付対象外サービスとなります。その場合は、規定の料金が発生致します。)</p>																														
その他のサービス利用料	<p>&lt;一般居室・介護居室共通費用&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>駐車場代</td> <td>屋根付 10,000円(税別) / 月</td> <td>屋根無 3,000円(税別) / 月</td> </tr> <tr> <td>駐輪場代</td> <td>300円(税別) / 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸し菜園</td> <td>500円(税別) / 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゲストルーム</td> <td>1人1泊 6,000円(税別)</td> <td>2人1泊 7,800円(税別)</td> </tr> <tr> <td>貸し寝具</td> <td>1泊 2,000円(税別)</td> <td>1週間 8,000円(税別)</td> </tr> <tr> <td>コピー料金</td> <td>白黒(片面) 10円(税別) / 枚</td> <td>カラー(片面) 46円(税別) / 枚</td> </tr> <tr> <td>FAX料金</td> <td>送受信共に 28円(税別) / 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>喫茶(アロー)</td> <td>コーヒー 333円(税別) 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーラウンジ</td> <td>ビール 380円(税別) 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予約制レストラン</td> <td>1,852円(税別) ~</td> <td></td> </tr> </table> <p>(※内容、金額は応相談 提供場所 2F和室と6Fロリエ)</p>	駐車場代	屋根付 10,000円(税別) / 月	屋根無 3,000円(税別) / 月	駐輪場代	300円(税別) / 月		貸し菜園	500円(税別) / 月		ゲストルーム	1人1泊 6,000円(税別)	2人1泊 7,800円(税別)	貸し寝具	1泊 2,000円(税別)	1週間 8,000円(税別)	コピー料金	白黒(片面) 10円(税別) / 枚	カラー(片面) 46円(税別) / 枚	FAX料金	送受信共に 28円(税別) / 枚		喫茶(アロー)	コーヒー 333円(税別) 他		バーラウンジ	ビール 380円(税別) 他		予約制レストラン	1,852円(税別) ~	
駐車場代	屋根付 10,000円(税別) / 月	屋根無 3,000円(税別) / 月																													
駐輪場代	300円(税別) / 月																														
貸し菜園	500円(税別) / 月																														
ゲストルーム	1人1泊 6,000円(税別)	2人1泊 7,800円(税別)																													
貸し寝具	1泊 2,000円(税別)	1週間 8,000円(税別)																													
コピー料金	白黒(片面) 10円(税別) / 枚	カラー(片面) 46円(税別) / 枚																													
FAX料金	送受信共に 28円(税別) / 枚																														
喫茶(アロー)	コーヒー 333円(税別) 他																														
バーラウンジ	ビール 380円(税別) 他																														
予約制レストラン	1,852円(税別) ~																														

理容室	カット	2,315 円 (税別) 他
美容室	カット	2,315 円 (税別) 他
コインランドリー	洗濯機	139 円 (税別) / 回
	乾燥機	93 円 (税別) / 40 分
売店	物品等の購入はその商品代	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠			
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて以下の金額をお支払いいただきます。 <1割負担の場合>			
	区分	介護給付費の単位 (単位/日)	介護給付費の額 (30日)	代理受領時の利用負担分 (30日)
	要支援1	185	62,752 円	6,276 円
	要支援2	314	106,506 円	10,651 円
	要介護1	549	186,229 円	18,623 円
	要介護2	613	207,934 円	20,794 円
	要介護3	682	231,342 円	23,135 円
	要介護4	746	253,046 円	25,305 円
	要介護5	814	276,109 円	27,611 円
	<p>※大津市の介護費は、1単位=10.45円です。</p> <p>※「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」として1日6単位(7円)が上記単位に含まれています。</p> <p>※要介護の方は「夜間看護体制加算」として1日10単位(12円)が上記単位に含まれています。</p> <p>※上記費用には、「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」として単位数の8.2%が加算されています。</p> <p>※介護給付費の目安は、(介護給付費の単位)×(在館日数)×(単位の単価)で求め、少数点以下を切り捨てています。</p> <p>※法定代理受領分の目安は介護給付費の額から法定代理受領相当分を差し引いた額です。</p> <p>※一定以上の所得のある方(又は負担割合証に記載の負担割合が『2割』の方)は、利用者負担額が2割になります。</p> <p>※消費税は非課税です。</p> <p>&lt;サービス提供体制強化加算(Ⅲ)&gt;</p> <p>特定施設入居者生活介護を、利用者に直接提供する介護職員の総数のうち、勤続3年以上の者が占める割合を100分の30以上で提供していることに対し、1日6単位(7円)を加算します。</p>			

	<p>&lt;夜間看護体制加算&gt; 当施設は、医療ニーズへの対応の観点から夜間における看護体制を整えており、利用者の緊急時や重度化した場合の対応として、医師及び看護職員を24時間体制で配置していることに対し、1日10単位（12円）を加算します。</p> <p>&lt;医療機関連携加算&gt; 利用者ごとに健康の状況を継続的に記録し、当該利用者の同意を得て、協力・指定医療機関又は当該利用者の主治医に対して、看護職員が当該利用者の健康状況について月に1回以上情報を提供することに対し、1月80単位（89円）を加算します。</p> <p>&lt;介護職員処遇改善加算&gt; 介護職員の処遇改善のため行政機関に届出を行い、特定施設生活介護費の基準単位に8.2%を加算しております。加算で得た費用は介護職員の手当として全額支給しております。</p> <p>&lt;個別機能訓練加算&gt; 理学療法士や看護師等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について実施日に限り、1日12単位（14円）を加算します。</p> <p>&lt;看取り加算&gt; 特定施設入居者生活介護の契約者の方で、施設内での看取りを希望された場合は、以下の算定方法によって、加算を行います。但し、途中入院等で不在であった日は算定しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お亡くなりの日以前の4日から30日までは144単位（160円）/日が掛かります。</li> <li>・お亡くなりの日の前日と前々日は680単位（754円）/日が掛かります。</li> <li>・お亡くなりになられた日は1280単位（1,420円）/日が掛かります。</li> </ul> <p>※上記の其々の加算（額）には、其々の単位数の6.0%が介護職員処遇改善加算として加算されています。</p>
<p>特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）</p>	<p>長期推計に基づき、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という）2人に対し週40時間換算で介護職員を1人以上配置するための人件費です。</p> <p>（介護保険給付及び利用者負担分で賄えない額に充当するものとして合理的積算根拠に基づきます。</p> <p>当施設では介護に関わる職員体制として、現在および将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合で職員が介護に当たります。これは介護保険法上の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数となります。また、夜間の介護職員数は法令で定められておりませんが、当施設では介護職員7人以上、看護職員1人以上を配置しています。</p> <p>●内訳1：介護職員等の加配置に対するサービス費</p> <p>要介護者2人に対して職員1人以上の割合で職員を配置するための費用に充てられます。一般居室に入居された方は、月額21,900円（税別）、介護居室に直接入居された方は、月額52,667円（税別）が必要となります。</p>

	<p>●内訳 2：要介護者等の個別的な選択によるサービス費</p> <p>次の個別サービスの費用に充てられます。一般居室に入居された方は、月額 3,450 円（税別）、介護居室に直接入居された方は、月額 8,333 円（税別）が必要となります。</p> <p>（サービス内容）</p> <p>① 通院介助（東野歯科医院、浜大津まつだ医院、ふじかわ耳鼻咽喉科の 3 院）に対応します。</p> <p>② 指定店舗（平和堂堅田店）以外の買物代行（特定施設サービスの契約者以外は堅田地区の店舗で指定日（毎火曜日）の利用となります。）</p> <p>③ 個別買物付添介助（お 1 人での買物をご心配な方に付添い介助します。平和堂アルセ店を利用しています。原則年 2 回実施。）</p> <p>④ 週 2 回を超え 3 回目の入浴介助及び安心浴の提供（医師の承諾が必要です。）</p> <p>⑤ 大津年金事務所への付添い介助又は、手続き代行</p> <p>⑥ 入院（協力・指定医療機関）中の生活支援（病状把握、洗濯、買物代行、役所手続き、居室通風等）</p> <p>●内訳 3：要介護者等以外への一時的な介助サービス費</p> <p>主に自立認定の入居者に対して緊急、臨時的又は一時的に入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の援助、機能訓練等に要する費用に充てられます。</p> <p>一般居室に入居された方は、月額 2,350 円（税別）が必要となります。</p> <p>（サービス内容）</p> <p>① 配膳・下膳サービス</p> <p>② 看護職員の訪室による容態確認、バイタルチェック</p> <p>③ 安心浴・ケア浴の介助</p> <p>④ 一時介護室での介護、静養</p> <p>⑤ 協力・指定病院の通院または入退院の際の付添介助</p> <p>⑥ 入院中の生活支援（洗濯、買物代行、役所手続き、居室通風）</p> <p>⑦ 急を要する役所（雄琴支所）への手続代行又は、付添介助</p>
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

**（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能**

算定根拠	家賃の前払い
想定居住期間（償却年月数）	① 一般居室（レジデンス） 144 ヶ月 ② 介護居室（ケアレジデンス）へ直接入居の場合 60 ヶ月
償却の開始日	入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	① 一般居室（レジデンス）は入居一時金の 18% 額 ② 介護居室（ケアレジデンス）へ直接入居

		の場合 600万円
初期償却率		① 一般居室（レジデンス） 18% ② 介護居室（ケアレジデンス）へ直接入居の場合 30%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居後3月以内において、契約が終了した場合は、契約終了日までの日割り計算に基づき請求を行い、入居一時金等は全額無利息で入居者に返還致します。原状回復については、通常の使用方法で生じた居室の損耗を除き、居室の原状回復を行います。入居者に帰する費用については、原状回復の内容及び方法について説明し同意を得ます。
	入居後3月を超えた契約終了	<p>&lt;一般居室へ入居の場合&gt; 入居一時金の82%を144ヶ月で均等償却し、この期間内に契約が終了した場合には、下記の計算式に基づき無利息で返還いたします。</p> <p>① 1人入居の場合 入居一時金×82%×(144ヶ月－入居期間)÷144ヶ月</p> <p>② 2人入居の場合 2人のうち、どちらかが契約解除される場合は、追加入居一時金を先に上記計算式により計算いたします。</p> <p>&lt;介護居室（ケアレジデンス）へ直接入居の場合&gt; 入居一時金の70%を60ヶ月で均等償却し、この期間内に契約が終了した場合には、下記の計算式に基づき無利息で返還いたします。 入居一時金×70%×(60ヶ月－入居期間)÷60ヶ月</p> <p>※入居金償却期間を超える場合返還金はありませんが、追加入居金は不要です。</p>
前払金の	1 連帯保証を行う銀行等の名称	無

保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	三菱UFJ信託銀行株式会社へ預託 お預かりした入居一時金未償却残高は信託銀行に預託し、保全しております。返還金が必要になればその都度払戻しされます。
	3 保証保険を行う保険会社の名称	無
	4 全国有料老人ホーム協会	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度へ加入 当社が個別入居者について協会に拠出金を支払うことにより、万一倒産等に至り、入居者の全てが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合、償却期間終了後においても保証金として入居者に500万円が支払われます。(500万円は前払された入居一時金に対する保証額です。)
	5 その他(名称: )	

## 7. 入居者の状況

(入居者の人数)

<平成29年8月1日>

性別	男性	83人
	女性	217人
年齢別	65歳未満	3人
	65歳以上75歳未満	17人
	75歳以上85歳未満	105人
	85歳以上	175人
要介護度別	自立	146人
	要支援1	37人
	要支援2	16人
	要介護1	36人
	要介護2	14人
	要介護3	17人
	要介護4	22人
	要介護5	12人
入居期間別	6ヶ月未満	16人
	6ヶ月以上1年未満	8人
	1年以上5年未満	65人
	5年以上10年未満	62人



	10年以上15年未満	64人
	15年以上	85人

**(入居者の属性)**

平均年齢	85.06歳
入居者数の合計	300人
入居率*	69.2%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

**(前年度における退去者の状況)**

退去先別の人数	自宅等	5人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	1人
	死亡者	33人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	6人
		(解約事由の例) ご家族と同居の為。

**8. 苦情・事故等に関する体制**

**(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。**

窓口の名称	<p>① アクティバ琵琶 苦情相談窓口（管理者若しくは生活相談員） 管理者 高田和典 生活相談員 本多幸子 仲村晴美 伊藤亜梨花</p> <p>② 大津市役所 健康福祉部 介護保険課 TEL 077 - 528 - 2753 受付時間：8:40～17:25</p> <p>③ 滋賀県国民健康保険団体連合会 (介護サービス専用相談) TEL 077 - 510 - 6605 受付時間：9:00～17:00</p> <p>④ 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 受付時間 平日のみ 10:00～17:00 TEL 03-3272-3781</p>
-------	---

電話番号	077-578-0300	
対応している時間	平日	9:00~17:30
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日	原則、平日のみの対応となります。	

**(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)**

損害賠償責任保険の加入状況	1 <input checked="" type="radio"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</li> <li>・保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険</li> <li>・保障の概要 対人・対物、人権侵害、管理建物 管理現金盗難の補償等</li> </ul>
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容)
	<input checked="" type="radio"/> 2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	<input checked="" type="radio"/> 1 あり	2 なし

**(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)**

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	<input checked="" type="radio"/> 1 あり	実施日	毎月
		結果の開示	<input checked="" type="radio"/> 1 あり    2 なし
第三者による評価の実施状況	<input checked="" type="radio"/> 1 あり	実施日	平成24年2月23日
		評価機関名称	川原経営
		結果の開示	1 あり <input checked="" type="radio"/> 2 なし
	2 なし		

**9. 入居希望者への事前の情報開示**

入居契約書の雛形	<input checked="" type="radio"/> 1 入居希望者に公開 <input type="radio"/> 2 入居希望者に交付 <input type="radio"/> 3 公開していない
管理規程	<input checked="" type="radio"/> 1 入居希望者に公開 <input type="radio"/> 2 入居希望者に交付

	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない

### 10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年 12回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名 : ) ② なし	
有料老人ホーム設置時の老人 福祉法第 29 条第 1 項に規定 する届出	① あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の 居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関 する法律第 5 条第 1 項に規定 するサービス付き高齢者向け 住宅の登録	1 あり 2 なし <input type="radio"/>	
有料老人ホーム設置運営指導 指針「5.規模及び構造設備」 に合致しない事項	① あり 2 なし	
合致しない事項がある場合 の内容	一時介護室の相部屋	
「6.既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項	あり	
不適合事項がある場合の内	① 借地契約の期間が 30 年以上であること。	

容	② 有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理会計を明確に区分する事。
---	---

添付書類：別添1（別を実施する介護サービス一覧表）  
 別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ \_\_\_\_\_様 ⑩

※ \_\_\_\_\_様 ⑩

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が滋賀県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<b>&lt;居宅サービス&gt;</b>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	アクティバ琵琶ダイサー ビスセンター	雄琴6-11-8
通所リハビリテーション		なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<b>&lt;地域密着型サービス&gt;</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<b>&lt;居宅介護予防サービス&gt;</b>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし	アクティバ琵琶ダイサー ビスセンター	雄琴6-11-8
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<b>&lt;地域密着型介護予防サービス&gt;</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<b>&lt;介護保険施設&gt;</b>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり	
	I 特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1)		II 個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含※2	都度※2	料金※3 (税別)	備 考
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり	○			I II：必要に応じて実施
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	○			I II：必要に応じて実施
おむつ代			なし	あり		○	112円	II：3,812円（34枚入）
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○			I：週2回実施 II：3回目実施（週2回とする場合は医師の判断を仰ぐ）
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○			
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	○			I II：必要に応じて実施
機能訓練	なし	あり	なし	あり	○			I II：必要に応じて実施
通院介助（協力・指定医療機関）	なし	あり	なし	あり	○			I：要支援・要介護者 II：自立者
通院介助（協力・指定医療機関以外）	なし	あり	なし	あり		○	1,000円 1,500円	II：介助者 30分 看護職員 30分
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○	○	350円	II 抱含：自立者の疾病時 II 都度：30分
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○	○	350円	II 抱含：自立者の疾病時 II 都度：30分
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○	○	350円	II 抱含：自立者の疾病時 II 都度：30分
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	○	○	200円	II 抱含：自立者の疾病時 II 都度：1回
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		○	1,350円	II：特別ディナー食
おやつ			なし	あり		○	100円	II：介護棟入居者
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	2,315円	II：カット
買い物代行（ホームから3* <sub>0</sub> 圏内）	なし	あり	なし	あり	○	○	100円	I：要支援・要介護者 II 抱含：自立者の疾病時 II 都度：自立者健常時
買い物代行（上記以外の区域）	なし	あり	なし	あり		○	750円	II：30分
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	○	○	350円	II 抱含：自立者の疾病時 II 都度：30分
金銭・貯金管理			なし	あり				※入居者の希望により一時保管あり
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり	○			II：月1回実施（人間ドック年1回実施）
健康相談	なし	あり	なし	あり	○			I II：随時
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○			I II：随時
服薬支援	なし	あり	なし	あり	○			I II：必要に応じて実施
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				I：必要に応じて実施

入退院時・入院中のサービス							
移送サービス(協力・指定医療機関)	なし	あり	なし	あり	○		Ⅱ：必要に応じて実施
移送サービス(協力・指定医療機関以外)	なし	あり	なし	あり	○		Ⅱ：東野歯科医院、浜大津まつだ医院、ふじかわ耳鼻咽喉科のみ対応
入退院時の同行 (協力・指定医療機関)	なし	あり	なし	あり	○		Ⅱ：必要に応じて実施
入退院時の同行 (協力・指定医療機関以外)	なし	あり	なし	あり		○	1,000 円 1,500 円 Ⅱ：介助者 30分 看護職員 30分
入院中の洗濯物交換・買い物 (協力・指定医療機関)	なし	あり	なし	あり	○		Ⅱ：洗濯物交換は必要に応じて週2回実施 買い物は上記買い物代行に準ずる
入院中の見舞い訪問 (協力・指定医療機関)	なし	あり	なし	あり	○		Ⅱ：必要に応じて週2回実施

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額の利用サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。